

# 企画総務委員会

令和6年2月26日

## 1 議案審査

- (1) 議案第6号 千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (2) 議案第7号 千代田区子ども・子育て支援事業基金条例の一部を改正する条例 【資料】
- (3) 議案第8号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例 【資料】
- (4) 議案第16号 (仮称) 神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約について 【資料】
- (5) 議案第17号 財産(建物)の取得について 【資料】

## 2 報告事項

### 【地域振興部】

- (1) さくらまつりの開催について 【資料】

### 【政策経営部】

- (1) 令和6年度組織整備案について 【資料】

## 3 その他

## 千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例について

### 1 概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）」等の一部改正に伴い、「千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 30 号）」の規定を整備するほか、区が個人番号を利用して行う 独自利用事務及び当該事務に利用する特定個人情報を定める。

### 2 改正内容

#### (1) 番号利用法の改正による規定整備（第 4 条関係）

番号利用法の改正により、同法の規定を引用する規定を以下のとおり改める。

新（改正後）	旧（現行）
特定個人番号利用事務	法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務
利用特定個人情報	同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報

#### (2) 子育て世帯への児童育成手当及び医療費助成についての個人番号の利用（別表関係）

① 条例で定める個人番号を利用することができる独自利用事務として、こども医療費助成に関する事務 及び 高校生等医療費助成に関する事務 を加え、これらの事務を処理するために利用できる特定個人情報として、国民健康保険に関する情報 を加える。

② 児童育成手当の支給に関する事務 及び ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務 を処理するために利用できる特定個人情報として 戸籍関係情報 を加える。

#### (3) 生活に困窮する外国人及び中国残留邦人等への医療扶助に関する事務についての個人番号の利用（別表関係）

条例で定める個人番号を利用することができる事務として、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 及び 中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等の支援給付の受給者に対する援護に関する事務 を、これらの事務に利用できる特定個人情報として 障害者福祉手当又は児童育成手当の支給に関する情報 を加える。

### 3 新旧対照表

別紙新旧対照表のとおり

### 4 施行期日

公布の日から。ただし、2（1）の改正は、改正番号利用法の施行の日又は

この条例の公布の日のいずれか遅い日から。

新旧対照表

○千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 （個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び千代田区長（以下「区長」という。）又は千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 区長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定による特定個人情報の利用を行う場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p>	<p>○千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 （個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び千代田区長（以下「区長」という。）又は千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 区長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定による特定個人情報の利用を行う場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p>

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 区長	千代田区障害者福祉手当条例（昭和48年千代田区条例第6号）による障害者福祉手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
2 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって区規則で定めるもの
3 区長	千代田区次世代育成に係る手当に関する条例（平成18年千代田区条例第14号）による次世代育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
4 区長	千代田区児童育成手当条例（昭和

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 区長	千代田区障害者福祉手当条例（昭和48年千代田区条例第6号）による障害者福祉手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
2 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって区規則で定めるもの
3 区長	千代田区次世代育成に係る手当に関する条例（平成18年千代田区条例第14号）による次世代育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
4 区長	千代田区児童育成手当条例（昭和

	46年千代田区条例第14号)による児童育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
5 区長	千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年千代田区条例第32号)による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
6 区長	千代田区こども医療費助成条例(平成5年千代田区条例第16号)による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
7 区長	千代田区高校生等医療費助成条例(平成23年千代田区条例第6号)による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
8 教育委員会	学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学援助の実施に関する事務であって区規則で定めるもの
9 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって区規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 区長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって区規則で定めるもの	千代田区障害者福祉手当条例による障害者福祉手当又は千代田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
2 区長	千代田区障害者福祉手当条例による障害者福祉手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報又は千代田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
3 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって区規則で	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって区規則で定めるもの

	46年千代田区条例第14号)による児童育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
5 区長	千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年千代田区条例第32号)による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
6 教育委員会	学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学援助の実施に関する事務であって区規則で定めるもの
7 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって区規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 区長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって区規則で定めるもの	千代田区障害者福祉手当条例による障害者福祉手当又は千代田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
2 区長	千代田区障害者福祉手当条例による障害者福祉手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報又は千代田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
3 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって区規則で	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって区規則で定めるもの

	定めるもの	
4 区長	千代田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報、 <u>戸籍関係情報</u> 又は千代田区障害者福祉手当条例による障害者福祉手当の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
5 区長	千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、 <u>戸籍関係情報</u> 又は国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって区規則で定めるもの
6 区長	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 106 号）第 2 条の規定により区が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 20 号）による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって区規則で定めるもの
7 区長	千代田区こども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの	国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって区規則で定めるもの

	定めるもの	
4 区長	千代田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報又は千代田区障害者福祉手当条例による障害者福祉手当の支給に関する情報であって区規則で定めるもの
5 区長	千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報又は国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって区規則で定めるもの
6 区長	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 106 号）第 2 条の規定により区が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 20 号）による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって区規則で定めるもの

8 区長	千代田区高校生 等医療費助成条 例による医療費 の助成に関する 事務であって区 規則で定めるも の	国民健康保険法によ る医療に関する給付 の支給又は保険料の 徴収に関する情報で あって区規則で定め るもの
9 区長	生活に困窮する 外国人に対する 生活保護法によ る保護に準ずる 措置に関する事 務であって区規 則で定めるもの	千代田区障害者福 祉手当条例による 障害者福祉手当又 は千代田区児童育 成手当条例による 児童育成手当の支 給に関する情報で あって区規則で定 めるもの
10 区長	中国残留邦人等 の円滑な帰国の 促進並びに永住 帰国した中国残 留邦人等及び特 定配偶者の自立 の支援に関する 法律（平成6年 法律第30号）に よる支援給付の 実施に関する事 務であって区規 則で定めるもの	千代田区障害者福 祉手当条例による 障害者福祉手当又 は千代田区児童育 成手当条例による 児童育成手当の支 給に関する情報で あって区規則で定 めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会 機関	事務	情報提 供機関	特定個人情 報
1 教育 委員会	学校教育法に よる就学援助 の実施に関す る事務であつ て区規則で定 めるもの	区長	地方税関係 情報又は生 活保護関係 情報であつ て区規則で 定めるもの
2 教育 委員会	学校保健安全 法（昭和33年 法律第56号） による医療に 要する費用に ついての援助	区長	地方税関係 情報又は生 活保護関係 情報であつ て区規則で 定めるもの


別表第3（第5条関係）

情報照会 機関	事務	情報提 供機関	特定個人情 報
1 教育 委員会	学校教育法に よる就学援助 の実施に関す る事務であつ て区規則で定 めるもの	区長	地方税関係 情報又は生 活保護関係 情報であつ て区規則で 定めるもの
2 教育 委員会	学校保健安全 法（昭和33年 法律第56号） による医療に 要する費用に ついての援助	区長	地方税関係 情報又は生 活保護関係 情報であつ て区規則で 定めるもの

	に関する事務 であって区規則 で定めるもの				に関する事務 であって区規則 で定めるもの		
3 教育 委員会	小学校若しくは は中学校に就 学する学校教 育法施行令第 22 条の 3 に規 定する障害の 程度に該当す る児童若しく は生徒又は特 別支援学級に 就学する児童 若しくは生徒 の就学のため 必要な経費の 支弁に関する 事務であって 区規則で定め るもの	区長	地方税関係 情報、生活 保護関係情 報又は障害 者関係情報 であって区 規則で定め るもの	3 教育 委員会	小学校若しく は中学校に就 学する学校教 育法施行令第 22 条の 3 に規 定する障害の 程度に該当す る児童若しく は生徒又は特 別支援学級に 就学する児童 若しくは生徒 の就学のため 必要な経費の 支弁に関する 事務であって 区規則で定め るもの	区長	地方税関係 情報、生活 保護関係情 報又は障害 者関係情報 であって区 規則で定め るもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）附則第 1 条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。



## 千代田区子ども・子育て支援事業基金条例の一部を改正する 条例について

### 1 改正の理由

子ども・子育て施策を充実させるとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施していくための財源を担保するため、基金の用途を拡大するため所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

条例第 1 条中「保育需要への対応及び保育の質の向上を図り、子ども」を「子ども」に改める。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

### 4 新旧対照表

○千代田区子ども・子育て支援事業基金条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（設置）</p> <p>第 1 条 <u>子どもたちが健やかに育ち、子どもたちを安心して育てることができる環境整備に要する財源を確保することを目的として、千代田区子ども・子育て支援事業基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第 1 条 <u>保育需要への対応及び保育の質の向上を図り、子どもたちが健やかに育ち、子どもたちを安心して育てることができる環境整備に要する財源を確保することを目的として、千代田区子ども・子育て支援事業基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p>

## 千代田区手数料条例の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

- (1) 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）の施行に基づき戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の一部が改正され、本籍地の区市町村以外の区市町村において戸籍証明書等の請求等が可能となることに伴い、必要な規定整備を行う。
- (2) 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」第 1 条第 1 号において「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の題名が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改められたことに伴い、必要な規定整備を行う。

### 2 条例改正の内容等

- (1) 戸籍法の改正によって新設される証明書の交付に係る手数料を新たに設定する。新たに規定する手数料は、別添資料のとおり。
- (2) 千代田区手数料条例中の「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の記述を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

### 3 施行期日

- (1) 令和 6 年 3 月 1 日
- (2) 令和 6 年 4 月 1 日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

新旧対照表（抄）

○千代田区手数料条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（減免） 第4条（現行に同じ）</p> <p>2 千代田区（以下「区」という。）に本籍を有する者又は区民（千代田区内に住所を有する者をいう。以下同じ。）のうち国民年金法（昭和34年法律第141号）第104条に規定する者に対して戸籍事項の証明をするときは、事務手数料を徴収しない。</p> <p>3 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により電子情報処理組織（同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行うとき（当該発行に係る戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の請求が同項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書又は除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書若しくは除籍証明書を請求した場合における当該戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行うときは、事務手数料を徴収しない。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、区長が特別の理由があると認めるときは、事務手数料を減免することができる。</u></p>	<p>（減免） 第4条 法令の規定により無料による取扱いをしなければならないもののほか、次に掲げるものは、事務手数料を徴収しない。 （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受ける者からの請求によるもの （2）事務手数料納付の資力がないと認められる者からの請求によるもの</p> <p>2 千代田区に本籍を有する者又は有していた者のうち国民年金法（昭和34年法律第141号）第104条に規定する者に対して戸籍事項の証明をするときは、事務手数料を徴収しない。</p> <p>（新設） 3 <u>前2項に規定するもののほか、区長が特別の理由があると認めるときは、事務手数料を減免することができる。</u></p>

別表（第3条関係）

（1）区民生活一般関係手数料

事務	名称	種別・単位	金額
1	（現行に同じ）		
2	（現行に同じ）		
2の2	戸籍法第120条の2第1項第1号の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍証明書の広域交付手数料	1通につき 450円。 ただし、区民以外の者からの請求による場合は、600円とする。
2の3	区が調製する戸籍に係る戸籍法第120条の3第2項の規定によりする同法第10条第1項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円

別表（第3条関係）

（1）区民生活一般関係手数料

事務	名称	種別・単位	金額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍の謄抄本の交付	戸籍の謄抄本交付手数料	1通につき 450円
2	戸籍法第120条第1項又は第126条の規定に基づく戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	戸籍の全部又は一部の事項証明の交付手数料	1通につき 450円。ただし、多機能端末機による交付の場合は、350円とする。
	（新設）		
	（新設）		

2の4 区以外の区市町村が調製する戸籍に係る戸籍法第120条の3第2項の規定によりする同法第10条第1項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号（非本籍分）の発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円。ただし、区民以外の者からの請求による場合は、600円とする。
3 (現行に同じ)			
3の2 戸籍法第120条の2第1項第1号の規定に基づく除籍の謄抄本の交付	除籍の謄抄本の広域交付手数料	1通につき	750円。ただし、区民以外の者からの請求による場合は、1,000円とする。
3の3 区が調製する除籍に係る戸籍法第120条の3第2項の規定によりする同法第10条第1項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号のうち除籍の謄抄本に係るものの発行	除籍の謄抄本に係る除籍電子証明書提供用識別符号（本籍分）の発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円
3の4 区以外の区市町村が調製する除籍に係る戸籍法第120条の3第2項の規定によりする同法第10条第1項の規定に基づく除籍電子証	除籍の謄抄本に係る除籍電子証明書提供用識別符号（非本籍分）の発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円。ただし、区民以外の者からの請求による場合は、1,000円とする。

(新設)			
3 戸籍法第12条の2又は第126条の規定に基づく除籍の謄抄本の交付	除籍の謄抄本交付手数料	1通につき	750円
(新設)			
(新設)			
(新設)			

<u>明書提供用識別符号のうち除籍の謄抄本に係るものの発行</u>			
4 (現行に同じ)			
4の2 <u>戸籍法第120条の2第1項第1号の規定に基づく除籍証明書の交付</u>	<u>除籍証明書</u> <u>の広域交付</u> <u>手数料</u>	1通 につ き	750円。 ただし、 区民以外 の者から の請求に よる場合 は、 1,000円 とする。
4の3 <u>区が調製する除籍に係る戸籍法第120条の3第2項の規定によりする同法第10条第1項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号のうち除籍証明書に係るものの発行</u>	<u>除籍証明書</u> <u>に係る除籍</u> <u>電子証明書</u> <u>提供用識別</u> <u>符号(本籍</u> <u>分)の発行</u> <u>手数料</u>	除籍 電子 証明 書提 供用 識別 符号 1件 につ き	700円
4の4 <u>区以外区市町村が調製する除籍に係る戸籍法第120条の3第2項の規定によりする同法第10条第1項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号のうち除籍証明書に係るものの発行</u>	<u>除籍証明書</u> <u>に係る除籍</u> <u>電子証明書</u> <u>提供用識別</u> <u>符号(非本</u> <u>籍分)の発</u> <u>行手数料</u>	除籍 電子 証明 書提 供用 識別 符号 1件 につ き	700円。 ただし、 区民以外 の者から の請求に よる場合 は、 1,000円 とする。

4 <u>戸籍法第120条第1項又は第126条の規定に基づく除籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付</u>	除籍の全部 又は一部の 事項証明の 交付手数料	1通に つき	750円
(新設)			
(新設)			
(新設)			

5 (現行に同じ)				5 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき	350円
6 (現行に同じ)				6 戸籍法第12条の2又は第126条の規定に基づく除籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき	450円
7 戸籍法第48条第1項若しくは第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)又は第126条の規定に基づく届出(8の項に規定するものを除く。)、申請の受理証明又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付	届出、申請の受理証明又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付手数料	1通につき	350円	7 戸籍法第48条第1項若しくは第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)又は第126条の規定に基づく届出(次項に規定するものを除く。)、申請の受理証明又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付	届出、申請の受理証明又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付手数料	1通につき	350円
7の2 戸籍法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	届書等情報内容証明書の交付手数料	1通につき	350円	(新設)			
8 (現行に同じ)				8 戸籍法第48条第1項の規定に基づく上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書の交付	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書の交付手数料	1通につき	1,400円

9 (現行に同じ)			
9の2 戸籍法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1回(閲覧人1人につき届書等情報の内容を表示したものの1件)につき	350円
10の5 (現行に同じ)			

備考 この表において「多機能端末機」とは、区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された端末機で、戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面、住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書又は区税に関する証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。

(5) 建設関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。))に基づく事務に係る手数料)

事務	名称及び額
1～5	(現行に同じ)
6 <u>建築物</u>	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 <sup>に該当していること</sup> の証明手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に

9 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他の書類の閲覧	届書その他の書類の閲覧手数料	1回(閲覧人1人につき書類1件)につき	350円
(新設)			
10の5 住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの広域交付	住民票の写しの広域交付手数料	1通につき	450円

備考 この表において「多機能端末機」とは、千代田区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された端末機で、戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面、住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書又は区税に関する証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。

(5) 建設関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。))に基づく事務に係る手数料)

事務	名称及び額
1～5	(略)
6 <u>建築物</u>	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 <sup>に該当していること</sup> の証明手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に



のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築		掲げる区分に応じて、次に掲げる額	
		(1)	非住宅部分の用途が工場等のみの場合
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円
(2)	ア モデル建築物（1）	当該部分の床面積の合	77,600円

のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物		掲げる区分に応じて、次に掲げる額	
		(1)	非住宅部分の用途が工場等のみの場合
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円
(2)	ア モデル建築物（1）	当該部分の床面積の合	77,600円

物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にかつしていることの証明	)以外の非住宅部分の場合	計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円	
	イ 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円

エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にかつしていることの証明	)以外の非住宅部分の場合	計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円	
	イ 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円

		の	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

備考

1～5 (現行に同じ)

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令 (平成28年政令第8号) 第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を

		の	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

備考

1～5 (略)

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令 (平成28年政令第8号) 第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を

含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。  
7～12 (現行に同じ)

む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。  
7～12 (略)

千代田区手数料条例の一部を改正する条例について(戸籍証明書広域交付の手数料)

証明書の種別		根拠法令	手数料条例別表 (1)の追加箇所	金額	
				区民	区民以外
広域交付	戸籍証明書	第120条の2第1項第1号	2の2	450円 (政令のとおり)	600円
	除籍謄抄本		3の2	750円 (政令のとおり)	1,000円
	除籍証明書		4の2	750円 (政令のとおり)	1,000円
戸籍電子証明書提供用識別符号 (千代田区本籍分)	戸籍証明書	第120条の3第2項	2の3	400円 (政令のとおり)	
	除籍謄抄本		3の3	700円 (政令のとおり)	
	除籍証明書		4の3	700円 (政令のとおり)	
戸籍電子証明書提供用識別符号 (非本籍分)	戸籍証明書	第120条の3第2項	2の4	400円 (政令のとおり)	600円
	除籍謄抄本		3の4	700円 (政令のとおり)	1,000円
	除籍証明書		4の4	700円 (政令のとおり)	1,000円
届書等情報内容証明書		第120条の6第1項	7の2	350円 (政令のとおり)	
届書等情報の内容を表示したものの閲覧		第120条の6第1項	9の2	350円 (政令のとおり)	

(仮称) 神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約について

- 1 所在地  
千代田区神田錦町三丁目 10 番地
- 2 業務内容
  - (1) 調査等業務
  - (2) 設計業務
  - (3) 工事監理業務
  - (4) 既存施設の解体業務
  - (5) 建設業務
- 3 契約期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 31 日まで
- 4 選定方法 公募型プロポーザル方式
- 5 プロポーザル結果 (令和 5 年 12 月 18 日選定)

業者名	評価点	提案価格 (消費税込み)	結果
スターツグループ	6, 937点	40 億 2,050 万円	優先交渉権者
東洋建設グループ	6, 052点		

【優先交渉権者構成】

スターツグループ

(代表企業)

東京都江戸川区中葛西三丁目 37 番 4 号

スターツCAM株式会社

代表取締役 直井 秀幸

(構成企業)

東京都新宿区新宿一丁目 31 番 16 号

リンテック株式会社

代表取締役 大川 健

(構成企業)

東京都中央区日本橋三丁目 1 番 8 号

スターツファシリティサービス株式会社

代表取締役 浅野 賢一

(仮称) 神田錦町三丁目施設の整備について

1 業務概要

旧千代田保健所敷地に計画している(仮称)神田錦町三丁目施設については、障害者支援施設・高齢者施設に加えて、地域交流機能を有する共用施設を計画していることから、民間の専門的なノウハウを活用し、設計(Design)・建設(Build)・維持管理(Operate)を民間事業者に一括して発注する事業手法(DBO手法)を採用し、令和8年度中の開設を目指して整備を進めている。令和5年12月に整備等事業者(優先交渉権者)として、スタートグループを選定した。

2 施設概要(予定)

建物規模及び機能構成

高 さ：地上8階建て 31.69m(塔屋含む)

延床面積：3,805.6㎡

構 造：RC造(免震)

		階	機能
8F	高齢者施設	8階	認知症対応型共同生活介護
7F		7階	認知症対応型共同生活介護
6F		6階	看護小規模多機能型居宅介護・訪問看護ステーション
5F	障害者支援施設	5階	日中サービス支援型共同生活援助・短期入所
4F		4階	日中サービス支援型共同生活援助・短期入所
3F		3階	就労支援継続B型(水耕栽培等)、移動支援事業、障害者よらず相談、障害者就労支援センター
2F	地域交流スペース・防災備蓄機能	2階	地域交流スペース(ラウンジ・貸室)、防災備蓄倉庫
1F	駐車場・駐輪場	1階	地域交流スペース(オープンプレイス・ギャラリー・カフェ)、エントランス、駐車場・駐輪場、

3 選定方法・応募事業者

- (1) 公募型プロポーザル
- (2) 3グループ(2グループ提案、1グループ辞退)

#### 4 選定結果

##### (1) 選定委員会構成

- ・委員長：副区長
- ・委員：保健福祉部長、福祉総務課長、障害者福祉課長、高齢介護課長  
施設経営課長  
学識経験者 2名  
区民 1名

##### (2) 採点結果

評価項目		配点	Bグループ	Cグループ
大項目	中項目			
1 基本項目 (50点)	区の考えに対する理解	180	128	100
	実績	90	70	54
	実施体制	180	132	104
2 マネジメント (70点)	マネジメント	360	288	200
	運営予定者との連携	270	198	156
3 施設計画 (370点)	福祉施設	720	560	400
	募財計画	450	320	310
	動線計画	360	272	216
	セキュリティ	270	192	156
	バリアフリー・ユニバーサルデザイン	180	124	108
	防災	450	330	280
	近隣への配慮	540	360	336
	施工計画	360	192	224
4 地域交流機能 (100点)	機能の内容	900	680	500
5 維持管理 (60点)	ライフサイクルコスト	270	198	156
	修繕等	270	180	162
6 環境 (70点)	環境への配慮	630	420	406
7 区内経済 (60点)	区内企業・人材の活用	270	192	156
	地域への貢献	270	204	144
その他 (20点)	特筆すべき提案等	180	120	84
内容評価点		7,200	5,160	4,252
価格評価点		1,800	1,777	1,800
総合評価点		9,000	6,937	6,052
(参考) 得点率 (総合評価点)			77%	67%



(3) 整備等事業者（優先交渉権者）

グループ名 B（スターツグループ）

代表企業

名称 スターツCAM株式会社

所在地 東京都江戸川区中葛西三丁目37番4号

代表者 代表取締役 直井 秀幸

構成企業①

名称 リンテック株式会社

所在地 東京都新宿区新宿一丁目31番16号第一コンドウ交栄ビル

代表者 代表取締役 大川 健

構成企業②

名称 スターツファシリティサービス株式会社

所在地 東京都中央区日本橋三丁目1番8号スターツ日本橋ビル

代表者 代表取締役 浅野 賢一

(4) 実施体制

役割	企業名	企業種別
プロジェクト マネジメント	株式会社スターツ総合研究所	協力企業
設計	スターツCAM株式会社 リンテック株式会社	代表企業 構成企業
解体	スターツCAM株式会社 アクロバットアームズ株式会社	代表企業 協力企業
建設	スターツCAM株式会社 中央電気工事株式会社 株式会社きんでん	代表企業 協力企業 協力企業
工事監理	リンテック株式会社 株式会社MUSA研究所	構成企業 協力企業
維持管理・運営	スターツファシリティサービス株式会社 株式会社ひらく 株式会社ラダー	構成企業 協力企業 協力企業

※ 代表企業及び構成企業は、区と直接いずれかの契約を締結する企業

※ 協力企業は、代表企業及び構成企業から一部業務を受託する予定の企業



## 2. 事業者紹介 — スターツグループの概要②

### グループ会社数・社員数

- グループ会社数:全93社
- グループ社員数:9,046名(正社員:4,936名、契約社員:4,110名)

### 店舗数

- ピタットハウス店舗数
 

スターツ店	113店
ネットワーク店	522店
合計	635店
- SEAネットワーク会員社数 184社/1,458店(総管理戸数 1,131,696戸)
- 社宅管理代行提携業者数 350社/1,339店

### 管理物件数

- 住宅
 

アパート・マンション	147,792 (スターツアメニティー・主要都市)
分譲マンション	4,073 (スターツアメニティー)
「アクセス24」導入管理戸数	652,775 (エステーメンテナンス)
社宅管理代行	104,404 (スターツコーポレートサービス)
合計	909,044戸

- 商業ビル等
 

商業ビル・会館・学校施設等	2,630件 (スターツファシリティーサービス)
事務所等	1,510件 (スターツコーポレートサービス)

- 駐車場
 

月極	99,795 (スターツアメニティー・主要都市)
〃 (社宅管理代行)	14,620 (スターツコーポレートサービス)
ナビパーク(時間貸し)	53,514 (スターツアメニティー・スターツ北海道・スターツ東北・スターツ東海・スターツ関西・スターツ九州・スターツ沖縄・スターツ台湾)

合計 167,929台

＜グループ93社 国内60社・海外33社＞スターツコーポレーション株式会社含む (2024年1月31日時点)

#### 【建設・不動産・管理事業】

スターツCAM株式会社  
 スターツピタットハウス株式会社  
 スターツデベロップメント株式会社  
 スターツコーポレートサービス株式会社  
 スターツアメニティー株式会社  
 スターツファシリティーサービス株式会社  
 スターツホーム株式会社  
 スターツ北海道株式会社  
 スターツ東北株式会社  
 スターツ東海株式会社  
 スターツ関西株式会社  
 スターツ広島株式会社  
 スターツ九州株式会社  
 株式会社よしひろ企画  
 スターツ沖縄株式会社  
 エステーメンテナンス株式会社  
 責任保証サービス株式会社  
 千代田管財株式会社  
 篠崎駅西口公益複合施設株式会社  
 人形町パブリックサービス株式会社  
 安城民間収益サービス株式会社  
 習志野大久保未来プロジェクト株式会社  
 東岡崎駅北東街区複合施設株式会社  
 両国福祉貢献プロジェクト合同会社  
 千鳥福祉貢献プロジェクト合同会社  
 熊谷子育て支援・保健拠点施設株式会社  
 リフトマネジメント株式会社  
 スターツクリーンパートナーズ株式会社  
 南小岩環境不動産プロジェクト合同会社  
 東神奈川環境不動産プロジェクト合同会社  
 仙台駅東口環境不動産プロジェクト合同会社  
 西蒲田PPPプロジェクト合同会社設立  
 スターツグアムゴルフリゾートInc.

#### 【出版・メディア・情報・広告事業】

スターツ出版株式会社  
 株式会社フィルライフ  
 株式会社ウィーブ  
 スターツエージェンシー株式会社

#### 【高齢者支援・保育事業】

スターツケアサービス株式会社

#### 【不動産ネットワーク・教育事業】

ピタットハウスネットワーク株式会社

#### 【セキュリティ事業】

シャロック株式会社

#### 【金融・コンサルティング事業】

スターツ証券株式会社  
 スターツ信託株式会社  
 スターツアセットマネジメント株式会社  
 株式会社スターツ総合研究所  
 スターツ少額短期保険株式会社  
 スターツパートナーズコンサルティング株式会社  
 スターツ福祉貢献インフラファンド投資事業有限責任組合  
 スターツ環境不動産開発ファンド投資事業有限責任組合  
 スターツ環境開発株式会社

#### 【ホテル・レジャー事業】

スターツホテル開発株式会社  
 スターツリゾート株式会社  
 スターツ・ナハ・オペレーションズ株式会社  
 株式会社スターツツーリスト  
 スターツ笠間ゴルフ倶楽部株式会社  
 スターツゴルフ開発株式会社

#### 【流通施設運営・物販飲食事業】

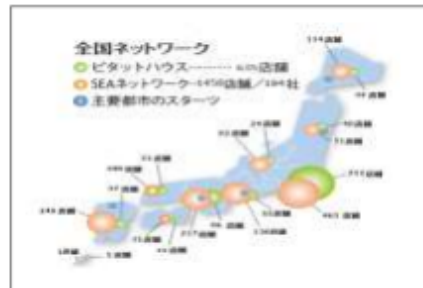
スターツニューコースト株式会社  
 スターツ商事株式会社

#### 【文化事業】

相田みつを美術館株式会社  
 弘前芸術創造株式会社  
 弘前賑わい創造株式会社

#### ＜世界21ヶ国(※1)・34都市＞ (※1)国と地域をのみます

ハワイ・ロサンゼルス・ビバリーヒルズ・サンノゼ・ダラス(業務提携)・ニューヨーク  
 ・グアム・トロント・サンパウロ・ゴールドコースト(業務提携)・シドニー・上海・北京  
 ・広州・武漢・台北・香港・ソウル・マニラ・ハノイ・ホーチミン・バンコク・ヤンゴン・フノンペン・ビエンチャン  
 (業務提携)・クアラルンプール・シンガポール・ジャカルタ・ニューデリー・グルガオン・デュッセルドルフ・フランクフルト・ドバイ・ロンドン



日本全国に広がるネットワーク



現在世界21ヶ国(※1)・34都市で展開中 (※1)国と地域をのみます

## 2. 事業者紹介 — スターツグループの概要③

### ■スターツグループの今を、数字からお伝えします。

<p><b>9,046人</b></p>	<p>スターツグループで働く社員数です。</p> <p>そのうち正社員は4,936名です。 グループ正社員の平均年齢は36.97歳です。</p> <p>(2024.01.31 スターツコーポレーション㈱人事部調べ)</p>	<p><b>90万戸</b></p>	<p>スターツグループが管理を行う住宅の戸数です。</p> <p>アパート、マンション、分譲マンション、社宅・社員寮、24時間365日対応可能な「アクセス24」等、909,044戸を管理させていただいております。</p> <p>(2024.01.31 スターツアメニティー㈱・エスティメンテナンス㈱・スターツコーポレートサービス㈱・主要都市各社調べ)</p>
<p><b>世界 34都市</b></p>	<p>スターツグループの海外ネットワーク数です。</p> <p>海外での30年超にわたる不動産取引実績を活かし、世界21ヶ国(※)・34都市(※国と地域を含む)で、法人のお客様の海外進出における不動産(住宅・オフィス・店舗・工場・倉庫等)賃貸・売買をはじめ、開業までのコンサルティングや、リゾート・投資用物件売買のお手伝い等をしております。</p> <p>(2024.01.31 スターツコーポレーション㈱国際事業本部調べ)</p>	<p><b>175人</b></p>	<p>スターツグループ2023年4月における新卒採用人数です。</p> <p>男女の内訳が男性83名・女性92名と、女性の活躍の場が広い所が特徴です。</p> <p>(2023.4.1 スターツコーポレーション㈱人事部調べ)</p>
<p><b>日本全国 635店</b></p>	<p>ピタットハウスの店舗数です。</p> <p>賃貸・売買のあらゆるご要望に対応する総合不動産ショップ「ピタットハウス」。</p> <p>日本全国どこでもホスピタリティーあるサービスで、お客様のさまざまなご要望にFace to Faceの心のこもったサービスでお応えします。</p> <p>(2024.01.31 ピタットハウスネットワーク㈱管理本部調べ)</p>	<p><b>400万人</b></p>	<p>スターツ出版㈱が運営する「オズモール」の会員数です。</p> <p>ホテル・ビューティサロン・レストランなど、オリジナルプランのWeb予約ができるOZのプレミアム予約サービスは、20～30代の女性から支持をいただいております。</p> <p>(2024.01.31 スターツ出版㈱オズモールマーケティング部調べ)</p>
<p><b>日本全国 611棟</b></p>	<p>スターツCAM㈱が受注した免震建物(賃貸マンション・高齢者施設等)の棟数です。</p> <p>地震の揺れから命や資産を守り、安全な街の創造を行うため、免震技術を用いた建物の供給を行っています(611棟・15,989戸)。また、独自の「高床免震工法」(特許取得)の開発により、工事費をコストダウンした免震構造の建築を可能とし、狭小地での免震構造にも取り組んでいます。</p> <p>(2024.01.31 スターツCAM㈱営業本部調べ)</p>	<p><b>460社</b></p>	<p>スターツコーポレートサービス㈱が請け負う社宅管理業務代行企業数です。</p> <p>お客様である企業先の社員様の快適な新生活のために、また、その業務を行う総務・人事担当者様の煩雑な契約業務を一手に担っています。</p> <p>(2024.01.31 スターツコーポレートサービス㈱社宅事業部調べ)</p>

## 財産（建物）の取得について

### 1 取得理由

旧区立外神田住宅は、老朽化が著しく耐震性に問題があるため、早期解体に向けて区分所有者等の権利を区が取得する。

### 2 財産の種類 不動産（建物）

### 3 財産の内容 旧区立外神田住宅 1 階及び 2 階区分所有部分

### 4 所在地等 裏面のおり

### 5 床面積 42.09 m<sup>2</sup>

### 6 取得予定価格 49,766,000 円

（本事業開始時に鑑定評価し、土地建物価格審査会で審査した額）

### 7 取得先 旧区立外神田住宅 1 階及び 2 階区分所有者 1 者

（本事業開始時の区分所有者 18 者のうちの 1 者）

### 8 今後の予定

議決後に本契約を締結し、原則、所有権移転登記をした後に支払をする。

なお、区分所有者 18 者のうちの 11 者は令和 2 年第一回定例会において、3 者は令和 2 年第三回定例会において、1 者は令和 4 年第四回定例会において、さらに 1 者は令和 5 年第四回定例会において取得議決を受けている。今回の区分所有者 1 者の取得議決後、残りの 1 者については、令和 6 年中の取得議案提案を目指す。

## 取得財産一覧表

	所在地（地番）	家屋番号	床面積
1	千代田区外神田三丁目 79 番地	79 番の 5	42.09 m <sup>2</sup>

## さくらまつりの開催について

- 主催 千代田区 / 一般社団法人千代田区観光協会
- 協力 千代田区商店街連合会 / 千代田区商店街振興組合連合会  
千代田区商工業連合会 / 東京商工会議所千代田支部
- 期間 令和6年3月22日（金）～4月2日（火）
- 広報 広報千代田3月5日号

### 1 主催事業

#### ①千鳥ヶ淵緑道ライトアップ

- 場所：千鳥ヶ淵緑道（九段南二丁目から三番町2先）  
実施時間：さくらまつり期間中の日没（午後6時頃）～午後10時まで

#### ②千鳥ヶ淵ボート場の夜間営業

- 実施期間：さくらまつり期間中（期間中は無休。通常期は月曜休業）  
営業時間：午前9時～午後8時30分（チケット販売は午後8時まで）  
※混雑回避のため整理券を配布  
利用料金：（観桜期特別料金）：1艘あたり 800円/30分、1,600円/1時間  
（通常期）：1艘あたり 500円/30分、1,000円/1時間

#### ③観光協会ウェブサイト「さくらまつり特設サイト」の公開

おすすめのさくらスポットや期間中の関連イベントを掲載するほか、ボート場屋上に設置したライブカメラ等でさくらの開花状況や千鳥ヶ淵緑道の混雑状況などが確認できる。

- 公開：3月5日（火）午前11時～（予定）  
特設サイト URL：<https://visit-chiyoda.tokyo/sakura/>  
ライブカメラ URL：<https://www.youtube.com/watch?v=7P9DlrY8xXc>



<ライブカメラ>

④<新>Instagram「こんなところにも！春の千代田、いいところ投稿キャンペーン！」開催



千代田区内のさくらやグルメなどを Instagram に投稿して参加する SNS キャンペーン。素敵な投稿をすると食事券などの賞品がもらえる。

参加方法：

- (1) 千代田区観光協会のアカウント(@chiyoda\_city\_pr)をフォロー
- (2) 「#いいところ千代田」とメンションをつけて千代田区内のスポットやグルメ等を投稿

実施期間：3月18日(月)～4月16日(火)

⑤さくら観光案内所

千鳥ヶ淵緑道に観光案内所を開設し、千鳥ヶ淵やその周辺の観光情報を案内する観光ガイド（英語対応可）が常駐する。

実施期間：さくらまつり期間中、午前9時～午後6時まで

⑥<新>近隣地域周遊ツアー「千代田よりみち Trip」の催行

周辺スポットを観光ガイドが案内するインバウンド向け英語ツアーなどを催行。

受付場所：千鳥ヶ淵緑道内「さくら観光案内所」、千代田区観光案内所

実施期間：さくらまつり期間

参加費：無料

主なツアー：神保町・神田ツアー(英)、市ヶ谷よりみちツアー(日・英)、半蔵門よりみちツアー(日・英)、皇居東御苑ツアー(英)など

実施団体：千代田区観光ガイド連絡会 参加5団体

所要時間：約60分～90分





### ⑦さくらまつり×リアル謎解きゲーム「怪盗ブロッサムからの手紙」開催

謎を解きながら千鳥ヶ淵の近隣地域8スポットを巡る「謎解きゲーム」を実施。施設や地域由来のクイズを出題。

開催期間：3月18日(月)～4月22日(月)

参加費：無料

キット配布場所：さくら観光案内所、千代田区観光案内所、謎解きスポット(予定)



### ⑧さくらグッズの販売

千鳥ヶ淵緑道内のブースで、観光大使リラックマグッズ・さくら入浴料等のオリジナルグッズを販売。収益の一部をさくら基金に寄付。

実施期間：さくらまつり期間中、午前9時～午後7時

### ⑨<新>「千代田のさくらまつり シンボルロゴキャンペーン」の実施

さくらに関する商品の販売やイベントなどを行う会場や店頭で、シンボルロゴポスターやステッカーを掲示し、さくらまつり特設サイト内に掲載する「デジタルマップ」上で紹介。

実施期間：3月5日(火)～4月22日(月)(予定)

### ⑩(試行)ボート乗船券付き宿泊プランの発売

千鳥ヶ淵ボート場の乗船券を、宿泊とセットで販売をすることで、付加価値をつけ、区内の宿泊、滞在時間の増加につなげる。

利用期間：さくらまつり期間中

対象施設：ホテルニューオータニ

購入方法：ホテルに直接予約



### ⑪千鳥ヶ淵緑道周辺の安全対策

昨年の約40万人の3倍程度、コロナ前の来場者130万人を想定し、来場者の誘導、巡回等の安全対策を実施。

- (1) 警備体制は、コロナ前と同規模以上の警備員を配置
- (2) 周辺の各駅、武道館で卒業・入学式を実施する各大学と人の移動想定を共有
- (3) 千鳥ヶ淵緑道の車両の通行止め(午前9時～午後10時)を実施
- (4) 緑道の混雑状況をさくらまつり特設サイトからリアルタイムで発信
- (5) 麴町消防署の職員等が九段坂公園のテントに常駐

## ⑫人数カウント及び混雑状況の発信

千鳥ヶ淵緑道、九段坂公園内に複数のA Iカメラを設置し、来場者の人数をカウント。撮影したデータはA Iが分析を行い、観光協会ウェブサイト内「さくらまつり特設サイト」に、千鳥ヶ淵緑道の混雑状況をリアルタイム掲載。

掲載期間：さくらまつり期間中

## 2 関連事業

### ①春のガイドマップ「ハルメキ！千代田」の発行

春の千代田区の多彩なおすすめ観光情報を詰め込んだ、おさんぽガイドブック「ハルメキ！千代田 2024」を配布。

配布場所：J Rの首都圏の約 300 駅 / 都営地下鉄 106 駅 / 区内

東京メトロ 16 駅 / 区内ホテル/ 区及び周辺区の観光案内所

配布期間：3月14日（木）～6月末 ※なくなり次第終了

発行部数：約 13 万部



## 3 関係団体主催事業

### ①さくらフェスティバル（主催：千代田区商店街連合会、千代田区商店街振興組合連合会）

各商店会加盟店舗が飲食・物産ブースを出店。

実施時期：3月22日（金）、3月23日（土）、3月24日（日）

場 所：千鳥ヶ淵公園

### ②「千代田さくら祭り公式ガイドMAP 2024」の配布（主催：千代田観光まちづくり実行委員会）

区内商店会のイベント、さくらの見どころや飲食店の情報を掲載。

配布期間：3月11日（月）（予定）から なくなり次第終了

配布場所：区内公共施設、都営地下鉄／東京メトロ各駅、協賛各店舗

配 布 数：20 万部

### ③さくらスタンプラリー（主催：千代田区商店街連合会、千代田区商店街振興組合連合会）

区内商店会を巡りながらさくらの見どころや千代田区の魅力を紹介するデジタルスタンプラリーを開催。

開催期間：3月中旬～3月31日（日）（予定）

④無料シャトルバスの運行（主催：千代田観光まちづくり実行委員会）

大手町・丸の内・有楽町地区を無料で巡回する「丸の内シャトル号」のコースを延長し、区内を回遊するさくら祭り号を運行。

コース：和泉橋船着場前→日本橋→東京サンケイビル→千代田区役所前→神保町→小川町スポーツ店街→神田明神前→マーチエキュート→和泉橋船着場前

運行日時：3月23日（土）午前10時～午後5時 3月24日（日）午前10時～午後5時

運行間隔：20分～25分

⑤丸の内ダイレクトシャトル（無料シャトルバス）の運行（主催：大丸有エリアマネジメント協会、協力：(株)JTB）

千鳥ヶ淵と大丸有エリア間で人を行き交わすことを目的に直行便を運行。

コース：千鳥ヶ淵戦没者墓苑駐車場 ⇄ 丸の内ビルディング横（行幸通り側）

運行日時：3月29日（金）～3月31日（日）午前11時～午後7時40分（予定）

運行間隔：40分（予定）（定員による乗車規制あり）

⑥さくらクルーズの運行（主催：ちよだの水辺を魅力ある都市空間に再生する会）

（1）春の神田川－日本橋川遊覧クルーズ

3月23日（土）、24日（日）、25日（月）、4月2日（火）、6日（土）

①午前11時00分～午後12時30分

（2）深川さくら祭り&隅田川－夜桜ライトアップクルーズ

3月30日（土）、31日（日）、4月1日（月）、2日（日）

①午後4時00分～午後5時20分 ②午後5時40分～午後7時00分

（3）深川さくら祭り&隅田川桜景色－観覧クルーズ

3月28日（木）、29日（金）、30日（土）、31日（日）、4月1日（月）

①午前11時00分～午後12時20分 ②午後12時40分～午後2時00分

いずれも

場所：和泉橋防災船着場発着 対象：小学生以上 定員：各便40名

費用：大人4,400円、小学生3,300円 申込：主催者HPから

⑦さくら美守り隊

千鳥ヶ淵緑道でのごみ拾い、ごみの持ち帰りを呼びかけ、さくら再生募金活動を行う。

## 令和 6 年度組織整備（案）について

### 1 令和 6 年度組織整備案

別紙「組織改正新旧対照表（令和 6 年度組織）（案）」参照

### 2 主な組織整備内容

#### （1）保健福祉部

- 健康事業・感染症対策及び母子保健事業等の強化を図るため、「健康推進課」を「健康推進課」と「保健サービス課」に再編する。「健康推進課」は健康事業・感染症対策及び予防接種等を分掌し、「保健サービス課」は母子保健・精神保健・歯科保健・栄養事業等を分掌する。

健康事業体制について一定程度整理がされたことなどから、健康推進課の「健康事業調整担当課長」を廃止し、また、新型コロナウイルス予防接種についても他の予防接種業務と一体的に実施していくことから、「新型コロナウイルス予防接種担当課長」を廃止する。

#### （2）地域振興部

- 区民体育大会のあり方について一定程度整理がされたこと、またスポーツセンター・九段生涯学習館の整備体制を強化するため、「スポーツ推進担当課長」を「施設整備担当課長」に再編する。

#### （3）政策経営部

- 法曹有資格者を配置し、訴訟や審査請求の対応及び各部からの法律相談の体制を強化するため「法務担当課長」を設置する。

- 債権管理条例の制定など債権管理に関し一定の役割を終えたことから、債権管理に関する事務等を分掌する「財産管理担当課長」と、公共施設のマネジメントに関する事務等を分掌する「区有施設担当課長」の業務を整理し、「財産管理担当課長」に再編する。

組織改正新旧対照表（令和6年度組織）（案）

別紙

現行
教育委員会事務局 子ども部 子ども総務課 教育政策担当課長 副参事（特命担当） 子ども支援課 子育て推進課 児童・家庭支援センター 教育担当部長 子ども施設課 学務課 指導課 教育研究所 学校 保健福祉部 福祉総務課 福祉政策担当課長 生活支援課 障害者福祉課 高齢介護課 在宅支援課 保険年金課 地域保健担当部長（千代田保健所） 地域保健課 生活衛生課 健康推進課 健康事業調整担当課長 新型コロナウイルス予防接種担当課長 地域振興部 コミュニティ総務課 商工観光課 産業企画担当課長 税務課 安全生活課 統計課 総合窓口課 麴町出張所 富士見出張所 神保町出張所 神田公園出張所 万世橋出張所 和泉橋出張所 文化スポーツ担当部長 国際平和・男女平等権課 文化振興課 文化財担当課長 生涯学習・スポーツ課 スポーツ推進担当課長 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 環境政策課 ゼロカーボン推進担当課長 道路公園課 基盤整備計画担当課長 住宅課 千代田清掃事務所 まちづくり担当部長 建築指導課 景観・都市計画課 ウォークアブル推進担当課長 地域まちづくり課 麴町地域まちづくり担当課長 神田地域まちづくり担当課長 政策経営部 総務課 企画課 財政課 デジタル担当部長 デジタル政策課 デジタル推進担当課長 情報システム課 財産管理担当部長 施設経営課 区有施設担当課長 財産管理担当課長 行政管理担当部長 人事課 契約課 広報広聴課 災害対策・危機管理課 会計室 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 区議会事務局 次長

改正
教育委員会事務局 子ども部 子ども総務課 教育政策担当課長 副参事（特命担当） 子ども支援課 子育て推進課 児童・家庭支援センター 教育担当部長 子ども施設課 学務課 指導課 教育研究所 学校 保健福祉部 福祉総務課 福祉政策担当課長 生活支援課 障害者福祉課 高齢介護課 在宅支援課 保険年金課 地域保健担当部長（千代田保健所） 地域保健課 生活衛生課 健康推進課 保健サービス課 地域振興部 コミュニティ総務課 商工観光課 産業企画担当課長 税務課 安全生活課 統計課 総合窓口課 麴町出張所 富士見出張所 神保町出張所 神田公園出張所 万世橋出張所 和泉橋出張所 文化スポーツ担当部長 国際平和・男女平等権課 文化振興課 文化財担当課長 生涯学習・スポーツ課 施設整備担当課長 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 環境政策課 ゼロカーボン推進担当課長 道路公園課 基盤整備計画担当課長 住宅課 千代田清掃事務所 まちづくり担当部長 建築指導課 景観・都市計画課 ウォークアブル推進担当課長 地域まちづくり課 麴町地域まちづくり担当課長 神田地域まちづくり担当課長 政策経営部 総務課 法務担当課長 企画課 財政課 デジタル担当部長 デジタル政策課 デジタル推進担当課長 情報システム課 財産管理担当部長 施設経営課 財産管理担当課長 行政管理担当部長 人事課 契約課 広報広聴課 災害対策・危機管理課 会計室 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 区議会事務局 次長